

## 第96回 全経税法 解説祭

平成28年10月30日

私が所得税2級と1級に申し込み、他のスタッフが受験したので、解答用紙がない中での解説なので、過去問題集も参考に速報形式でお伝えします。

14:30～解説をスタートしたので、個別問題だけになります。ご確認ください。



**Youtube 解説あります**

**10月22日発表の予想大的中 (次ページ)**

<法人税法2級-2問>

過去8回の内容です

貸引→圧縮（保険）→圧縮（交換）→貸引→圧縮（補助金）→受取配当→圧縮（補助金）→圧縮（保険）  
5回が圧縮、2回が貸倒、1回が受取配当ですね

圧縮の3回連続は薄そうなので ◎貸引 ○受取配当 ▲圧縮（交換）

的中

的中

<法人税1級-2問>

過去8回の内容です

減価償却→交際費→貸引→減価償却→受取配当→交際費→圧縮（保険）→圧縮（収容）  
2回が減価償却と交際費と圧縮あとは貸引と受取配当

圧縮が2回続いているので ◎減価償却 ○貸倒引当金 ▲受取配当金

的中

<消費税法2級-全般>

ここは毎回同じ論点なので、過去問4回ほどやれば十分でしょう

<消費税法1級>

第2問→88回から完全に循環しています。

◎特定収入 ○調整対象（課税売上割合） ▲調整対象（転用）

的中

第3問

◎簡易課税 ○本則の中間申告判断

的中

<所得税法2級>

過去8回の内容です

損益通算→譲渡所得→退職所得→不動産所得→給与所得→損益通算→退職所得→譲渡所得

◎不動産所得 ○給与所得 ▲損益通算

的中

<所得税法1級：2問と3問>

雑所得+医療費控除→雑損控除+不動産所得→平均課税+各損失→譲渡所得+退職所得  
減価償却+雑所得→不動産所得+寄付金控除→平均課税+医療費控除→退職所得+雑損控除

雑所得2回、医療費控除2回、雑損控除2回、不動産所得2回、平均課税2回、退職所得2回  
以下は各1回→各損失、譲渡所得、減価償却、寄付金控除

予想は難しいが、2問3問あわせて5点予想

◎減価償却 ○各損失 ▲譲渡所得 △雑所得 ×寄付金控除

的中 的中

## 1. 所得税法 2 級

### 第 2 問 (不動産所得：第 1 予想の中)

×	ア・キ・コ
△	オ
○	イ・ウ・エ・カ・ク・ケ

総収入金額	5,886,000
必要経費	2,022,000
不動産所得	3,214,000

## 2. 所得税法 1 級

### 第 2 問、3 問あわせて第 1 予想、第 2 予想での中)

#### 第 2 問 (各損失)

1	2	3	4	5
ハ	ホ	ロ	ニ	イ

#### 第 3 問 (減価償却)

##### ① 車両

耐用年数  $(6-2) + 2 \times 20\% = 4.4 \rightarrow 4$  年

減価償却費  $1,050,000 \times 0.25 \times 10/12 = 218,750$

##### ② 備品

650,000 が  $1,200,000 \times 50\%$  を超える  $\rightarrow$  耐用年数 8 年

減価償却費  $(250,000 + 650,000) \times 0.125 \times 4/12 = 37,500$

### 3. 法人税法2級

交換の圧縮記帳（第3予想での中）

ちなみに第1予想の貸倒引当金は第3問で出題

$$80,000,000 - 72,000,000 = 8,000,000$$

$$80,000,000 \times 20\% = 16,000,000$$

$$8,000,000 \leq 16,000,000 \rightarrow \text{適用あり}$$

譲渡経費 1,800,000

$$\text{圧縮限度額 } 24,000,000 \times 0.9 = 21,600,000$$

$$\text{圧縮超過額 } 23,000,000 - 21,600,000 = 1,400,000$$

### 4. 法人税法1級

減価償却（第1予想での中）

倉庫用建物は本試験ではスルーが無難。

#### ① 倉庫用建物

$$\text{中古の } 50\% = 15,000,000 < \text{資本的支出 } 18,000,000 < \text{新品の } 50\% = 26,000,000$$

∴折衷

$$\text{分子（本体）} \rightarrow (30,000,000 + 18,000,000)$$

$$\text{分母（年償却額）} \rightarrow (30,000,000 \div 30 \text{年} + 18,000,000 \div 38 \text{年}) \rightarrow 1,473,684$$

$$\Rightarrow \text{改定耐用年数} = 48,000,000 \div 1,473,684 = 32.57 \dots \text{年} \Rightarrow 32 \text{年}$$

$$30 \text{年の算出} \Rightarrow 456 \text{か月} - 106 \text{か月} = \text{未使用期間}$$

$$\text{償却限度額} \rightarrow (30,000,000 + 18,000,000) \times 0.032 \times 5/12 = 640,000$$

$$\text{償却超過額} \rightarrow 1,300,000 + 18,000,000 - 640,000 = 18,660,000$$

#### ② 車両

$$\text{償却限度額} \rightarrow (160,000 + 383,845 + 34,734) \times 0.333 = 192,666$$

$$\text{償却不足額} \rightarrow 192,666 - 160,000 = 32,666$$

$$\text{認容額} \rightarrow 32,666$$

#### ③ 備品A

$$\text{償却前調整額} \rightarrow (85,000 + 131,860) \times 0.313 = 67,877$$

$$\text{償却保証額} \rightarrow 1,680,000 \times 0.05111 = 85,864$$

$$\text{償却限度額} \rightarrow 216,860 \times 0.334 = 72,431$$

$$\text{償却超過額} \rightarrow 85,000 - 72,431 = 12,569$$

④ 備品B

償却限度額→ $1,320,000 \times 0.333 \times 10/12 = 366,300$

償却超過額→ $420,000 - 366,300 = 53,700$

1. 消費税法1級 第2問(特定収入)第1予想での中  
ちなみに第3問の簡易課税も第1予想での中

① 対価の合計→ $320,625,000 \div 1.08 + 15,625,000 = 312,500,000$

② 特定収入合計→ $45,000,000$

③ 判定  $0.1258 \leq 5\%$  適用あり

④ 調整割合

分子→ $26,250,000$

分母→ $312,500,000 + 26,250,000 = 338,750,000$

⑤ 課税仕入れに係る特定収入に係る税額

$18,750,000 \times 6.3/108 = 1,093,750$

⑥ 課税仕入れに係る特定収入以外の特定収入に係る税額

$(205,468,000 \times 6.3/108 - 1,093,750) \times \text{調整割合} = 844,020$

⑦ 合計  $1,093,750 + 844,020 = 1,937,770$

## 日商簿記は3. 2. 1級完全無料講座 (INPUT)

他の資格対策も格安で提供

さらに「無料の質問会」も毎週開催

これからも**弥生カレッジCMC**をよろしくお願ひします